

令和3年12月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

- 日時 令和3年12月16日(木) 開会 午前10時
閉会 午前11時28分
- 場所 第7委員会室
- 出席委員 内沼博史委員長
権守幸男副委員長
高橋稔裕委員、高木功介委員、齊藤邦明委員、須賀敬史委員、宮崎栄治郎委員、
鈴木正人委員、田並尚明委員、浅野日義英委員
- 欠席委員 なし
- 説明者 [警察本部関係]
加村啓二公安委員長、原和也警察本部長、古田土等総務部長、
小柳津明警務部長、近藤勝彦生活安全部長、福島謙治地域部長、
高橋俊章刑事部長、岩根忠交通部長、田崎仁史警備部長、利根田久雄財務局長、
荻野長武監察官室長、三浦孝一警務課長、塚本英吉総務課長、
小駒眞次会計課長、會田雄一生活安全総務課長、川島将宏保安課長、
宮下敏郎地域総務課長、山崎満刑事総務課長、坂本雅彦組織犯罪対策課長、
谷川裕保交通総務課長、桑島正彦交通規制課長、市川光浩運転免許課長、
佐藤拓也公安第一課長
- [危機管理防災部関係]
安藤宏危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、武井裕之消防課長、山田勲災害対策課長、
金子亮化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第157号	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	原案可決
第158号	専決処分の承認を求めることについて(控訴の提起)	原案可決

2 請願 なし

所管事務調査

- 危機管理防災部関係
防災ヘリコプターの運航に係る手数料徴収について

報告事項

- 危機管理防止部関係
埼玉県地域防災計画の見直しの方向性について

【付託議案に対する質疑（警察本部関係）】

高橋委員

- 1 クロスボウと銃砲を同等の取扱いにするようだが、クロスボウは銃砲と同等の殺傷能力を有しているのか。
- 2 県内におけるクロスボウを使用した事件の件数と内容はどうなっているか。
- 3 クロスボウの所持等に関する規制の創設に伴い、クロスボウを回収すると聞いているが実施状況はどうか。
- 4 クロスボウの所持許可申請について、どのくらいの件数を見込んでいますか。

保安課長

- 1 クロスボウの威力については、警察庁の附属機関である科学警察研究所において射撃実験を行ったところ、約5メートル離れた地点から矢を発射して、合成樹脂製ヘルメット及びアルミ製フライパンを貫通するほどの威力を有することが確認された。実験の結果から、クロスボウは、銃刀法で殺傷能力があるとして規制されている空気銃や拳銃に匹敵する威力を有することが判明している。
- 2 平成22年から令和2年までの間に、クロスボウを隣家の窓ガラスに発射して破壊した事件など、合計3件の発生を認知し、1件を検挙している。なお、人に対する危害はない。
- 3 当県におけるクロスボウの廃棄の受付についてであるが、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布された本年6月16日から12月14日までの間、94本のクロスボウを廃棄するため回収している。
- 4 クロスボウの所持許可申請の見込み件数であるが、クロスボウの所持の届出制を条例で定めている兵庫県の所持者数及び所持本数に人口比を当てはめ算出すると、当県では、所持者165名、所持本数209本と推計される。クロスボウは、1本ごとに許可申請をする必要があるので、209件の所持許可申請を見込んでいます。

高木委員

第158号議案について質問する。専決処分で行った控訴の提起の問題であるが、さいたま地方裁判所の判決を受け入れるという方向性の検討は行ったのか。

監察官室長

本件訴訟については、任意取調べ中の被疑者に対し、原告の面会申出があったことを直ちに伝達せず、速やかに原告と面会をさせなかったことの違法性等が問われたが、その争点についての当方の主張が認められなかったため、今後の捜査に与える影響など、諸般の事情を考慮し、上級審における判断を仰ぐべく、控訴することとした。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（防災ヘリコプターの運航に係る手数料徴収について）】

齊藤委員

- 1 条例改正後、手数料徴収に係る約4年間の救助件数及び救助人数はどのくらいか。

- 2 手数料の額は、1件当たり平均で幾らか。
- 3 手数料は遅滞なく収納されたのか。収納に当たり、トラブルになった事例はないか。
- 4 手数料を徴収する区域として6か所が指定されているが、指定区域外において防災ヘリコプターによる救助を行った事例があるか。

消防課長

- 1 救助件数は、この約4年間で18件である。救助人数については、この内1件が同時に2人を救出した事案のため、19人である。
- 2 手数料の金額は、燃料代に相当する金額として、告示で5分につき5,000円と定めている。救出に要する時間は平均して約1時間である。これは基地を離陸し救助を行い、救急隊に引き継ぐまでの時間である。手数料の金額は、1件当たり平均で約60,000円である。
- 3 手数料の収納については我々も懸念していたことではあったが、幸いにして今までの18件については御理解いただき、全て収納されている。不幸にしてお亡くなりになった案件も3件あったが、御遺族の方に説明し、御理解をいただいている。
- 4 手数料徴収の対象区域以外の救助実績であるが、昨年度の例で申し上げますと、手数料を徴収した事案は5件、それ以外の地区では12件あり、対象区域以外での救助件数の方が多かった。

齊藤委員

指定区域外での救助件数の方が多いとのことだが、対象区域を拡大していく考えはあるのか。

消防課長

現在の6か所は登山者が多く、かつ防災ヘリによる救助実績が複数あった地域を指定した。救助件数については、条例施行前は年間で7から8件発生していたものが、施行後は年間4から5件になっている。山岳遭難の件数では、条例施行前の4年間で平均約62件であったが、条例施行後では約59件となり、若干減少している。山岳遭難の件数を細かくみると、全国的には平成の時代は右肩上がりが増えていたが、令和になり若干減少した。昨年は新型コロナウイルスの影響もあり、全国的には大幅に下がったが、埼玉県は増えており、今年は更に増えている状況である。こうした様々なデータを基に、PDCAサイクルのチェックの段階として、今後、多角的な視点で検証を行っていきたい。どのように検証していくかは今後考えていく。

齊藤委員

指定区域を6か所から増やしていくのも大事だと思うが、PDCAをしっかりと回していくことが、何よりも実態に沿った形になると思うので、対応をお願いしたい。(要望)
今後、更に登山者の安全を考えた上でどのように取り組んでいくのか。

消防課長

現在も県警察本部とともに取組を行っている。具体的には、春と夏と秋の年3回、著名な登山口に立ち、登山者に対し登山届の提出や装備をしっかりとってもらうなどの呼び掛け

を実施したり、注意喚起のポスターを様々な場所に掲示したりしている。まだ、ほかにも方法があると思うので、今後県警察本部とも協議しつつ事故防止に努めていきたい。